

加古川市障がい者基本計画 (素案)

平成29年3月

加古川市

(29.1.16第4回加古川市障害者施策推進協議会資料)

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨、背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	3
4 計画期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の理念	4
7 施策展開の基本姿勢	4
8 施策の展開分野	6
第 2 章 各分野における取組み	7
1 現状と今後の方向性	7
2 施策の体系	7
3 分野別の施策の展開	8
(1) 地域づくりの推進	8
(2) 地域生活の充実	12
(3) 教育・余暇の充実	18
(4) 就労・経済的自立の支援	21
(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進	26
(6) 安全安心の推進	29
第 3 章 計画の推進	32
1 推進体制	32
2 進捗管理及び評価	32
資料編	33
1 基礎データ	33
2 用語解説	34
3 障害者施策推進協議会委員、開催状況	36
4 アンケート（全体）	36
5 障がい者団体との意見交換	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨、背景

本市では、平成19年3月に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を基調に、障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまで様々な施策を推進してきました。

平成15年4月に、市がサービスの内容を決定する措置制度としての運用から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度に移行した障害福祉制度は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行し、計画を策定した当時は、障がい者施策は大きな転換期を迎えていました。

それからの10年間の計画期間において、障がいのある人を取り巻く環境は更に大きく変わりました。国においては、平成19年の「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）」署名以降、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められ、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「障害者基本法」の改正をはじめ、平成24年の「障害者の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定、平成25年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正など障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。

こうした一連の法整備の中で、障がいのある人の定義に、従来の3障害だけでなく、難病その他の心身の機能に障がいのある人が加えられ、更に、障がいのある人への差別をなくすため、合理的配慮の概念が取り入れられました。また、「障害」の捉え方は、障がいのある人の病気や外傷など心身における機能の障害のみに起因するという従来の「医療モデル」の考え方に加えて、障害は社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）（以下「社会的障壁」という。）により生ずるという「社会モデル」を取り入れたものとなっており、その考えは障がい者施策の基礎となっています。

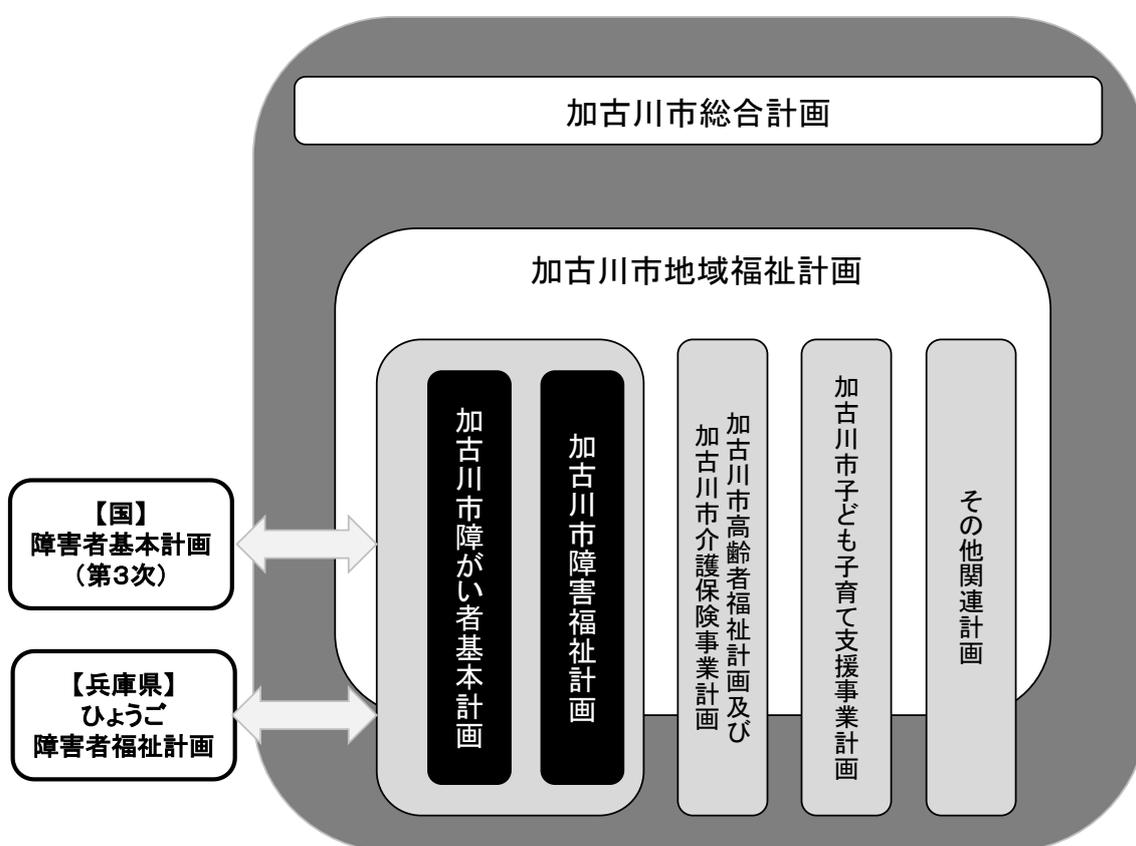
このような状況を踏まえ、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による新たな障がい者施策を展開する必要があります。本計画は、条約や障害者基本法その他関連法の趣旨に沿い、また、障がいのある人やその家族などの支援者の想いを受け、本市の障がいのある人に係る施策をより推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるものであり、加古川市基本構想・総合基本計画（以下「加古川市総合計画」という。）を上位計画とし、加古川市地域福祉計画その他の関連する計画との整合性を図って策定しました。

また、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「加古川市障害福祉計画」とともに、障がいのある人への施策を推進します。

本計画においては、医療や就労、教育、防災など、障がいのある人を取り巻く諸環境を取り扱います。



3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、市民や事業所に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行いました。そして、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会による審議を重ね策定しました。

4 計画期間

本計画は、平成29年度から平成35年度までの7年間の計画期間とします。

なお、本計画の終期を平成35年度とすることで、平成36年度以降、障がい者基本計画と障害福祉計画を一体的に策定し、2つの計画の一元管理の下、障がい者施策の更なる推進を図ることとしています。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
加古川市 障がい者基本計画	本計画							(見直し)	次期 加古川市障がい者 基本計画	
加古川市 障害福祉計画	第4期計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
	(見直し)			(見直し)			(見直し)			

5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

**「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」**

本市の基本構想で掲げる「ウェルネス都市」とは、すべての市民が、良好な環境のもとでいきいきと毎日を過ごすことができるまちを表しています。

障害の有無にかかわらず、人間としての尊厳が尊重され、権利が保障され、自分らしい生き方ができることが、生きがいのある暮らしの基礎となります。

また、障害を理由とするあらゆる障壁を取り除き、障がいのある人が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、その地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らしていくことが、真の成熟した共生社会といえます。

理念に掲げるまちづくりを目指して様々な取組みを進めていきます。

7 施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

本計画に掲げる理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行ううえで、常に持つべき基本的な姿勢を掲げます。

(1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として尊重された生活を保障するため、平等であることを拒むあらゆる社会的障壁を取り除くとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

(2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する

人は、一人では生きていくことができず、社会や人とのつながりの中で生きています。障がいのある人にとって、その人が必要とする支援が適切に行われることにより、社会や人とのつながりを保つことができます。

障がいのある人といっても、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況は異なるため、周囲にいる人が、障害の特性を理解することを基本とし、更に、その特性だけに目を向けて支援するのではなく、一人ひとりの生きづらさや困っていることに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

(3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するために、自助（自ら行うこと）、互助（地域での見守りや支えあい）、共助（社会保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの）、公助（公的な福祉サービス）の連携による取組みを進めるとともに、障がいのある人本人や支援者の意見を十分に聞き、施策を展開します。

8 施策の展開分野

理念や施策展開の基本姿勢を常に意識し、次の6つの分野において施策を展開します。

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会的障壁を取り除くための取組みを進めるとともに、障害や障がいのある人への理解を深めるための様々な啓発活動に取り組みます。更に、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあいともに生きる地域づくりを推進します。

(2) 地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取組みを推進します。

(3) 教育・余暇の充実

特別な支援や配慮を要する子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、障がいのある人にとって、生きがいとなるような文化芸術活動・スポーツ、余暇活動を行える環境の整備を図ります。

(4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労にかかわる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当の支給など、経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

(6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度の活用支援や消費者被害の防止、虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

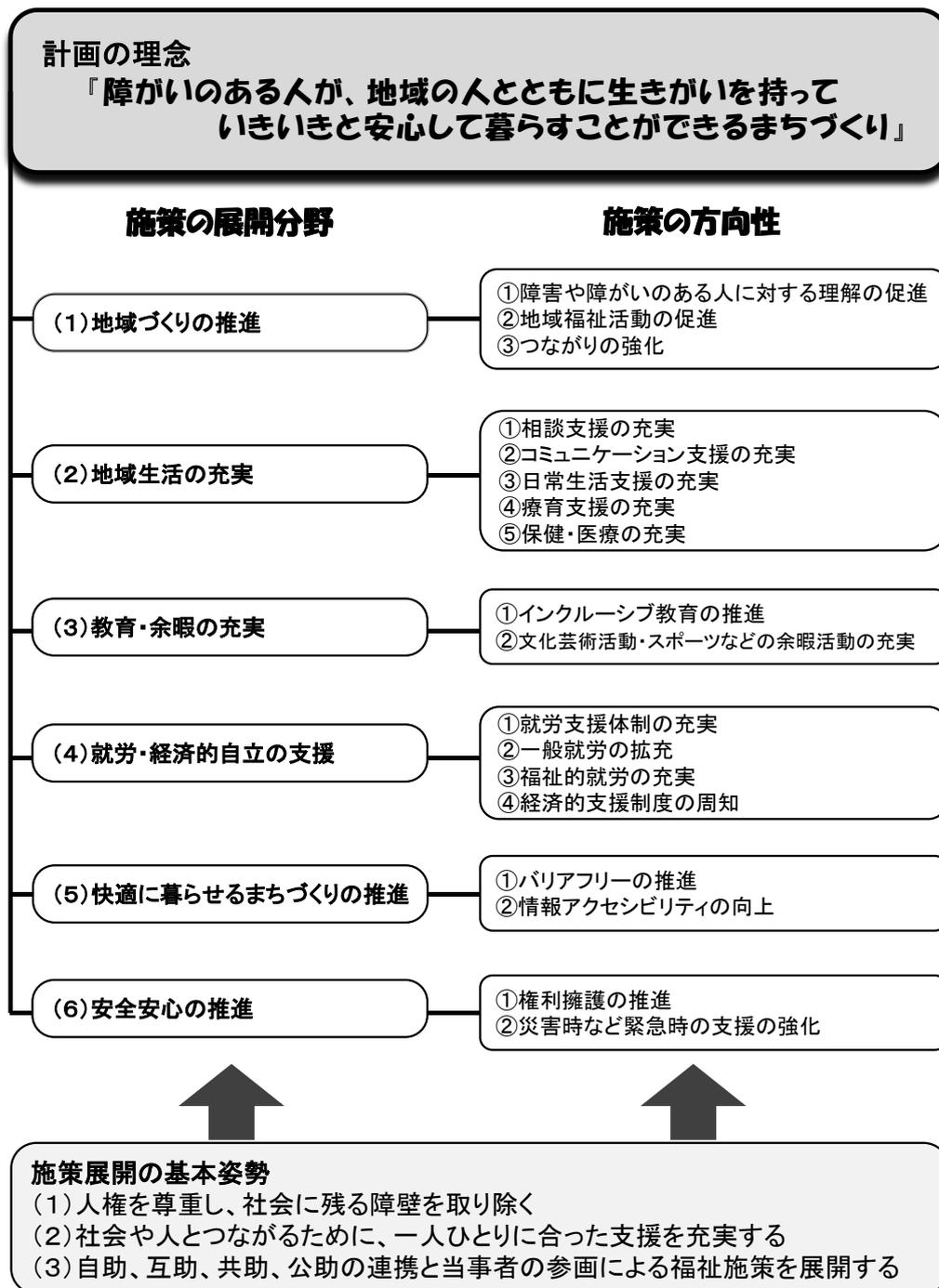
第2章 各分野における取組み

1 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでの取り組んできた結果としての現状を認識し、課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、具体的な「施策」を列記します。

2 施策の体系



3 分野別の施策の展開

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、障害や障がいのある人に対する周囲の人の理解が欠かせません。障がいのある人の日常生活において「障害」となるものは、心身の「障害」だけではなく、偏見、社会制度、慣習、慣行など、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する「障害」にもあることを知る必要があります。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、行政機関や事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを定め、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁を取り除く土台ができました。法の理念である共生社会を実現するためには、行政機関や事業者の取組みに加え、市民一人ひとりの理解と行動が重要であり、そのための意識啓発が必要です。また、平成28年12月の「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」の制定は、だれもが相互にコミュニケーションを図ることができる地域づくりに向けての大きな契機となりました。音声言語以外の手話や要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するために、その必要性についての市民の理解を促進しなければなりません。

差別や偏見は、相手のことを知らないことから生まれてきます。障がい者差別を解消するためには、地域の人々が、学校や地域での福祉学習・人権学習や、障害福祉施設の地域での活動への参加などを通じて、障害や障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへ登録して活動をしている人や、地域で活動をしている人の中には、障がいのある人にかかわるボランティア活動に取り組んでいる人がいます。そのような活動は、単に障がいのある人の暮らしの支えや活動をする人本人の生きがいづくりにとどまらず、その活動が地域の人々の障がいのある人に対する理解を促し、地域で支えあう福祉意識の醸成へとつながります。ボランティア活動の果たす役割は非常に大きく、そこに参画する人が増えていくことが大切です。

障がいのある人への支援は、近隣住民との日頃からのつながりによるもの、本人を支える支援者や支援者同士の連携によるもの、関係する団体や機関によるものや、同じ立場にある人同士による支えあいによるものなど、様々な人のかかわりによって行われています。そうした中で、障がいのある人を中心にして人のつながりが生まれ、支援の輪の広がり一人ひとりに合ったきめ細かい支援を実現とすることができます。

このような地域をつくるために、本計画においては「①障害や障がいのある人に対する理解の促進」、「②地域福祉活動の推進」、「③つながりの強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①障害や障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、障がいのある人の理解には、「学校での福祉教育の推進」や「障がいのある人と地域の人との交流機会の拡大」が必要であるという声が多くなっています。また、「障害のことをもっと多くの方に理解してもらいたい」や「障害があると言っただけで、私に対する接し方が変わる」、「職場で障害のことを話したら、上司から仕事を辞めてほしいと言われた」など、不当な差別的取扱いを受けた声が寄せられています。
- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法に規定される社会的障壁は、利用しにくい施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、まだまだ多く存在するため、その除去に向けた意識啓発や取組みが必要です。
- 障がい者差別を解消するためには、民間事業者による取組みも重要です。障がいのある人が日常生活を送るうえで、店舗や施設などがより利用しやすくなる必要があります。
- 手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、まだまだ理解や普及が進んでいるとはいえ、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。

【施策】

取組みとその内容
<p>○多様性を認めあう相互理解の促進</p> <p>障害や障がいのある人に対する理解を深め、すべての人が互いを尊重しあう心豊かなまちづくりを推進するため、人権啓発推進員の関わりの中で行われる人権に関する研修や障害者週間に実施する啓発活動をはじめ、学校で行われている福祉教育の更なる充実を行うなど、様々な場・機会での障害の特性や必要な配慮について周知を図ります。</p> <p>また、地域における交流を促進するため、社会教育推進員・福祉教育推進員などと連携して交流の場を設けるとともに、障がい者施設の催しの広報や市庁舎における障がい者施設の授産製品販売フェアの開催などを行います。</p>
<p>○合理的配慮などの推進</p> <p>障がいのある人への合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に関するガイドラインを作成し、障害者差別解消法の趣旨や内容を周知するとともに、差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行う協議会を設置し、関係機関と連携して障害者差別解消法を推進します。</p> <p>また、事業者が行う合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に必要な費用の一部を補助する制度を設けます。</p>
<p>○多様なコミュニケーションに対する理解の促進</p> <p>障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。</p>

②地域福祉活動の促進

【現状と課題】

- ボランティアセンターの登録者数は減少傾向にあり、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- 登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たな地域福祉活動の担い手の確保が必要です。
- 市民アンケート結果では、「ボランティアに外出時の付き添いをお願いしたい」という声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○ボランティア活動の広報</p> <p>ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活に関わっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動の支援について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。</p>
<p>○ボランティア活動への支援</p> <p>ボランティア活動の場を提供するとともに、ボランティアセンターに対する補助金の交付や、ボランティアセンターの登録グループが実施するボランティア活動に対して、かこがわウェルビーポイント制度の活用を検討するなどにより、ボランティア活動の活性化を図ります。</p>

③つながりの強化

【現状と課題】

- 社会福祉協議会や障がい者団体へ補助を行い、団体活動の活性化を図っています。
- 社会福祉協議会の見守り事業や、自治会や民生委員・児童委員などとの連携による住民主体の見守り活動の中で、高齢者だけでなく障がいのある人に対する理解をより促進する必要があります。
- 高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護など、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムの構築をより推し進める必要があります。
- 事業者アンケート結果では、「個人情報の取扱いを考慮したうえで、行政や保健、医療、教育、就労など、関係機関が連携して支援する体制の構築が必要である」という声が寄せられています。
- 平成21年度に設置した加古川市障害者自立支援協議会では、障がいのある人の暮らしや就労に関する地域の課題について検討し、福祉や保健、医療、教育、就労などの関係者の連携強化を図っています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○集いの場づくりと障がい者団体の活性化</p> <p>地域住民とのつながりを強化するため、公民館やスポーツ施設で実施している各種講座やイベントなどへの参加を促進し、関係性を築くきっかけづくりを行います。</p> <p>また、各障がい者団体の概要や活動状況などの広報や活動に対する補助金の交付を行い、障がい者団体の活動の活性化を図ります。</p>
<p>○見守り活動の推進</p> <p>地域の支援者をつながる環境を整備するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域での見守り活動を推進します。</p>
<p>○チーム支援の推進</p> <p>各支援者がそれぞれの役割を確認しあい、障がいのある人へ効果的に支援が行われるように、個別の支援会議を重ねるなどして支援者が一体となった「チーム」による支援を推進します。</p> <p>また、ライフステージの変化などによって支援者が変わった場合にも一貫した支援が行われるように、サポートファイルの活用などにより継続した支援を推進します。</p>
<p>○圏域の障害者自立支援協議会との連携強化</p> <p>障害者自立支援協議会において、地域における社会資源を最大限に活用し、諸課題の解決をより効果的・効率的にするため、近隣市町の障害者自立支援協議会との連携を強化し、情報共有を行います。</p>

(2) 地域生活の充実

地域での暮らしにおいて、人付き合いや心身の健康面など、心配なことや不自由に感じることがあります。そのような生活上の問題に直面し、誰かに相談をして問題を解決したいときに、相談できる相手が近くにいないことや、社会制度など知識を要する相談のため相手が限られることがあります。また、専門的な相談員ではなく、同じような立場にある人に聞いてほしいということもあります。そうした様々な状況にも対応できる相談体制が地域に充実することで、障がいのある人は地域で安心して生活できるようになります。

人とのかかわりの中で共通認識を図ろうとしたり、自らの意思を伝えたり、物事を選択したりするには、相互のコミュニケーションが必要です。障害特性により音声言語以外のコミュニケーション手段が必要である場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣、コミュニケーションボードの使用など多様なコミュニケーション支援を行うことで、障害の有無にかかわらずコミュニケーションを円滑にすることができます。

障がいのある人の日常生活や社会生活を支える障害福祉サービス等は、これまでの制度改革などにより以前に比べて充実してきています。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、在宅生活に必要な支援を受けられることが重要です。そのため、家事の援助や身体介護を伴う居宅介護、外出するときの付き添い、共同して自立した生活を営むグループホームでの生活支援、車椅子や補聴器の購入費支援などの様々なサービス等が、利用者の状況に合わせて適切に使うことができるよう、また、その内容も質の高いものとなるよう望まれています。

障がいのある子どもに対しては、健やかな成長を促す療育支援を充実させる必要があります。療育支援は、身体の運動機能や言葉の発達の遅れ、落ち着きがないなど、子どもの特性をしっかりと理解したうえで行う必要があります。適切な療育支援を受けることで、子ども自身が日常生活の質を高め、社会参加の機会を増やし、それぞれの幸せをつかむ力を育むことが大切です。

障がいのある人が、地域において医療を受け、地域で安心した生活を営むためには、保健・医療サービス等の提供体制の充実が必要です。そのため、医療費の助成や、精神障がいのある人の地域での生活支援が欠かせません。

このように、障がいのある人の地域での生活をより豊かなものとするために、本計画においては「①相談支援の充実」、「②コミュニケーション支援の充実」、「③日常生活支援の充実」、「④療育支援の充実」、「⑤保健・医療の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①相談支援の充実

【現状と課題】

- 市役所で実施している「障害福祉なんでも相談」や健康福祉事務所で実施している「こころのケア相談」などの相談支援は、相談できる日時が限られています。また、身近な人や同じ立場の人に相談できる体制も充実させる必要があります。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人や発達障がいのある人、精神障がいのある人から、「相談するときに悩みや困ったことをうまく伝えられない」という声があります。また、「財産管理などの法律行為だけでなく、日常生活上のアドバイスや相談を受けられるようにしてほしい」や「障害の特性にあった相談を気軽にできるところがほしい」という声が寄せられています。
- 障害福祉サービスを使うための計画相談支援が、平成27年度から義務付けられました。本市においては、計画相談支援事業所や相談支援専門員の数は増えましたが、今後は、適正なモニタリングの実施や相談支援専門員の専門性の向上が必要です。

【施策】

取組みとその内容
<p>○相談支援体制の充実</p> <p>悩みごとや困りごとをいつでも相談できるように、基幹相談支援センターを設置します。また、様々な立場からの助言が得られるように、基幹相談支援センターなどの相談支援機関のほか、障害者相談員やピアカウンセラーなど、様々な立場からの相談が受けられる体制を充実させます。</p>
<p>○本人の意向に沿った相談支援の充実</p> <p>障がいのある人が地域で希望する生活を実現できるように、計画相談支援におけるモニタリングを充実させ、障がいのある人本人の意向を尊重したサービス等利用計画を策定することで、着実に成長できる相談支援を推進します。</p>
<p>○相談員の専門性の向上</p> <p>相談者が相談したい内容を正確に把握することができるように、また、相談者が効果的な助言を得られるように、相談員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談員の専門性の向上を図ります。</p>

②コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- 加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例を平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行します。条例の理念に沿って、当事者の意見を聞いたうえで、障害の特性に応じた具体的な施策を展開していく必要があります。
- 手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。
- 加古川ツーデーマーチなど大きなイベントでは手話通訳者を配置していますが、不特定多数の参加者が集うイベントを実施する際には、一定の基準のもと、手話通訳者や要約筆記者を配置する必要があります。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人の16.4%が、また、発達障がいのある人の24.8%が、「話し言葉での会話は難しいので、コミュニケーションボードなどを活用してほしい」と答えています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例の推進</p> <p>手話が言語であることの普及と障害の特性に応じた多様な手段による障がいのある人のコミュニケーションを促進するという条例の理念を実現するため、(仮称)加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を設置し、具体的な取組みについて当事者とともに検討します。</p>
<p>○コミュニケーション支援体制の整備</p> <p>聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、窓口通訳や派遣調整を行います。</p> <p>また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進し、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。</p>
<p>○コミュニケーションを支援する人材の育成</p> <p>手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。</p> <p>また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいがある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。</p>
<p>○コミュニケーションツールの普及啓発</p> <p>多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できるヘルプカードや、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。</p>

③日常生活支援の充実

【現状と課題】

- 居宅介護などの在宅支援サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行といういわゆる65歳問題への対応のため、障害福祉制度と介護保険制度の更なる連携が必要です。
- 移動支援事業の利用量は、年々増加傾向にあります。また、障がいのある人の社会参加を促進するには、外出にかかる費用負担の軽減が必要です。
- 市民アンケート結果では、「親なき後の不安を解消するために、グループホームや入所施設を充実してほしい」や「短期入所や日中一時支援などの緊急時に利用できる施設が不足している」という声が寄せられています。
- 事業者アンケート結果では、「利用者の高齢化により対応が複雑化していることもあり、介護職員のスキルアップが必要」や「事業者アンケート結果から、40～60歳代の利用者への支援については、利用者の父母の介護とともに考えなければならない」、「医療的ケアに対応できる施設が少ないため、新規事業所開設について行政が働きかけてほしい」という声が寄せられており、支援者の確保や人材育成、サービス提供基盤の充実は課題であることがわかります。

【施策】

取組みとその内容
○在宅支援の充実 地域に必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるように、介護や住宅、衛生面に関する福祉サービスの支給や各種機器の購入費の助成など、児童や介護の分野とも連携して個人の状況に合わせた支援を充実させます。
○外出支援の充実 障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、移動にかかる費用に対する補助や移動に関する福祉サービスにおける支給量の調整、公共施設の使用料の減免などを様々な支援を検討します。
○サービス提供基盤の確保 親亡き後の生活を見据え住まいに関するサービスへの事業者の参入を促すため、また、不足するサービスへの事業者の参入を促すため、グループホームの新規開設への助成金の交付などの補助制度を拡充し、サービスの提供体制を充実させます。
○情報提供の充実 利用者本位の福祉サービスの利用や用具・機器の利用を推進するため、事業の概要や事業所の特色、用具・機器の特徴や開発情報など利用者に有益となる情報提供を充実します。

④療育支援の充実

【現状と課題】

- 就学までの子育て期において、乳幼児健康診査や就学時健康診断での障害の早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応を行って医療機関につなぐなど関係機関との連携を図り、体制の充実に努めています。また、平成28年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの相談支援の充実に努めています。
- 平成16年に制定された発達障害者支援法の浸透が進み、発達障害に対する相談や発達訓練のニーズが高まり、療育支援体制の充実が求められています。
- 児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）は、利用者のニーズに伴って事業者の事業進出が進んでいます。
- 市民アンケート結果では、「放課後等デイサービスを使える日数を増やしてほしい」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容
○子育て世代包括支援センターの充実 子育ての情報の不足や発達の問題の受容のしづらさから、保護者が適切な時期に相談する機会を逃さないように、子育てや乳幼児の発達に関する情報提供や保護者への相談を行い、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの充実に努めます。
○早期発見・早期療育の推進 乳幼児健康診査や就学時健康診断に加え、乳幼児発達相談事業、子育て相談センターでの臨床心理士による相談及び保健師による相談などできる限りの機会を捉え、疾病や運動機能、精神発達に関する児童の状態を保護者に早期に知ってもらうことで、それぞれの児童の発育・発達特性に応じた療育支援に早期につなげる体制整備を推進します。
○こども療育センターを中心とした療育支援の推進 障がいのある子どもが、心身の発達に応じて健全な社会生活を営むことができるよう、こども療育センターを中心として関係機関と連携を図りながら療育支援を推進するとともに、施設の有する専門機能を活かして、関係機関への職員の派遣や療育相談、研修などを併せて行う地域の障がい児支援の中核施設としての機能の充実に努めます。
○保育所などにおける支援の充実 すべての子どもが地域とともに成長できる環境を整えるため、保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて障がいのある子どもに適切な支援が行えるよう受入れ体制の整備を行うとともに、私立認可保育所などに補助金を交付することなどにより、障がいのある子どもの受入れの円滑化を図ります。
○放課後等デイサービスの支給量調整 子どもの生活能力の向上と社会との交流を促進するため、家庭の状況を考慮したうえで放課後等デイサービスの支給量を調整します。

⑤保健・医療の充実

【現状と課題】

- 夜間救急や休日診療、障がい者（児）歯科受診制度などの受け入れ体制を維持するとともに、障害に対応した医療機関の充実が必要です。
- 入院や通院の機会が多くなる障がいのある人やその家族にとって、障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などは、経済的負担を軽減するものとなっています。
- 精神障がいのある人の地域移行・地域定着を推進するため、関係機関の連携をより強化する必要があります。

【施策】

取組みとその内容
<p>○保健・医療体制の整備</p> <p>加古川中央市民病院を中心に、医療機関の連携を強化し、障害に応じた多様な医療の充実を図ります。</p> <p>また、加古川歯科保健センターでは、引き続き障がい者（児）に対して予約制の歯科診療を毎週行います。</p>
<p>○費用負担の軽減</p> <p>障がいのある人の経済的負担を軽減するため、引き続き障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などの実施により医療費の一部助成を行います。</p>
<p>○精神障がいのある人の地域移行の促進</p> <p>医療機関や障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所、ボランティア、同じ立場の当事者などとの連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活への移行を促進し、地域での生活に定着できるよう体制の整備や個別の支援を行います。</p>

(3) 教育・余暇の充実

教育基本法に基づく教育振興基本計画として、本市においては平成28年3月に第2期「かこがわ教育ビジョン」を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育の基本理念に掲げ、本市教育の一層の充実を図っているところです。学校教育においては、障害の有無にかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が進められています。そこでは、障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されずに、義務教育の機会が与えられること、障害の特性に応じた合理的配慮が提供されることが必要とされています。

学校教育現場では、医療的ケアが必要であることや、集団での行動が苦手であること、また、学習障害などにより授業に集中することが難しいなど、特別な支援や配慮を要する子どもは多くいます。そのような子どもに対しては、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校など適正な就学方法を選択できるなどの環境の整備を進め、一人ひとりの状態に応じて適切に指導することが必要とされています。平成28年に改正された発達障害者支援法においても、進学していく過程の中で、切れ目のないきめ細かな支援を行うために、本人の特性や教育方針などを的確かつ効果的に引き継ぐことが必要とされています。

生涯にわたっていきいきと生活していくために、自分の自由な時間を使って興味のあることを学び、いつでも身近にスポーツに親しみ、芸術や文化活動に取り組むことができる場が必要です。地域には、公民館や文化施設で行われている講座など、だれでも身近に学ぶことができる場があります。そして、リオデジャネイロパラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムである障がい者アートフェスタが平成28年に初めて鳥取県で開催されるなど、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動を取り巻く環境は大きく変わろうとしている中、障がいのあるすべての人が、身近な地域で様々な活動を行うことができる環境の整備がより必要となっています。

このような教育や余暇活動を充実させるために、本計画においては「①インクルーシブ教育の推進」、「②文化芸術活動・スポーツなどの余暇活動の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの自立を支えるために、就学前から教育、就労、社会生活までのライフステージごとのつながりを深め、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 幼稚園の特別支援ルームや小中学校に設置する特別支援学級において、必要に応じて職員を加配するなど、体制の充実を図っています。また、特別な支援や配慮を要する子どもへの支援を充実させるため、各学校園に特別支援教育コーディネーターの配置や教育相談などの支援体制の構築を図っています。
- インクルーシブ教育の理念が広まる中、各学校へ配置しているスクールアシスタントを更に拡充し、通常の学級における体制をより充実する必要があります。
- 市民アンケート結果では、「地域の学校の特別支援学級で、本人に合った教育が受けられる体制を強化してほしい」や「地域の学校で、他の子どもと一緒に教育が受けられる体制を強化してほしい」、「送り迎えなど通園・通学に対する支援を充実させてほしい」、「障害に応じた意思疎通に関する支援を充実させてほしい」、「進路指導を充実させてほしい」という声が多くなっています。また、「学校園の先生の中には、まだまだ障害について理解が浅い人がおり、不安を感じる」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○連携した教育支援の推進</p> <p>中学校区を1つの単位（ユニット）とし、地域の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びや育ちを支援します。</p> <p>また、一人ひとりに合った教育を包括的・継続的に実施するため、個別の教育支援計画などの作成を推進し、関係機関との共有や引継ぎを行います。</p>
<p>○インクルーシブ教育体制の整備</p> <p>地域の学校や特別支援学校での教育をより充実させるために、通級による指導や特別支援学級での教育を更に推進するとともに、スクールアシスタントや補助指導員などの適切な配置を行います。</p>
<p>○教員の特別支援教育に関する専門性の向上</p> <p>特別な支援の必要な児童生徒の障害特性などに配慮した指導を充実させるため、教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学びあいや支えあいを推進するとともに、現場での研修などを通じて専門的な知識・技能などを身に付ける研修体制を整備します。</p>

②文化芸術活動・スポーツなどの余暇活動の充実

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、「スポーツを楽しめる場がほしい」や「余暇を楽しめる情報がほしい」、「障がいのある人の芸術に力を入れてほしい」という声が寄せられています
- 障がい者スポーツを実施する団体や実施できる場が不足しており、指導者の指導方法の習得や障害特性の理解などを含め、障がい者スポーツの普及に取り組む必要があります。
- 障がいのある人や子どもが参加するはぐくみの旅や冬季野外学習会、演劇鑑賞会などを毎年実施し、また、障がい者海外派遣事業を実施するなど、様々な活動や体験ができる機会を設けています。
- 児童クラブの対象となる児童を6年生に順次拡大しており、障がいのある子どもを受け入れる際の職員の増員を適切に行うために人員を確保するなど、体制の整備が必要です。

【施策】

取組みとその内容
<p>○作品展やスポーツ教室の開催</p> <p>文化芸術活動の推進と生きがいの高揚のため、障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する作品展を開催します。</p> <p>また、障がいのある人の健康増進や交流による余暇活動の充実を図るため、障がいのある人も楽しめる種目のスポーツ教室やはぐくみの旅などの実施により、様々な体験ができる機会を充実させます。</p>
<p>○障がい者スポーツの振興</p> <p>市が開催するスポーツイベントや教室等において、障がいのある人も障がいのない人も一緒にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。</p> <p>また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するため、活動の場づくりや広報を行い、障がい者スポーツの団体の育成・活性化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な支援ができる指導者の養成を目指し、指導者に対する研修会などにおいて、障害や障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>
<p>○活動しやすい環境の整備</p> <p>障がいのある人の余暇活動を充実させるため、公共施設の利用料金の減免や、障がい者団体が福祉バスを優先的に利用できるようにするなどして、活動しやすい環境を整備します。</p>
<p>○放課後活動の場の充実</p> <p>障がいのある子どもが健やかに成長できる環境を整備するため、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域とともに成長できる体制を整備します。</p>

(4) 就労・経済的自立の支援

障害の有無にかかわらず、だれもがいきいきと生きがいを持って自立した生活を営むうえで、働くことや収入を得ることはとても重要です。障がいのある人の就労においては、障害の特性や本人の状態、状況によってその人に合った働き方ができ、周囲からの支援を受けながら自ら働き方を選択できる環境が整っている必要があります。

障がいのある人の働き方には、一般就労のほかに福祉的就労があります。それぞれの枠組みの中で障がいのある人の働く環境を改善する取組みを進めていくことはもちろんのことですが、更には、一般就労と福祉的就労とのつながりがスムーズになることで、より本人に適した働き方が実現できるものとなります。一般就労を希望する人に対しては、働く力をつける訓練や働く能力の評価、また、それに応じた就職先へのつなぎ、職場定着できるよう就職後のサポートが必要となります。一方で、一般就労が難しい場合には、福祉的就労の中で働く力を養い、一般就労へ向けてステップアップを図るための支援が必要となります。また、一般就労を継続することが難しくなった場合には、再就職に向けての支援や福祉的就労へ移行するなど、働き続けることができる環境が必要です。

就労における支援は、学生が卒業後の進路を選択する場合、学校の進路指導担当や実習先事業所、日中活動系福祉サービス事業所、就労移行支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、市などが連携して行います。また、すでに就労している人やこれから就労しようとする人に対しては、障害者就業・生活支援センターや職業能力開発施設、相談支援事業所、ハローワーク、健康福祉事務所、市などの関係機関による相談や働くための評価、職場定着、訓練、職場実習体験などの支援があります。このように、障がいのある人の就労の支援は、就職するときだけでなく、働く前の準備や働き出した後のフォローなど、様々な人や機関の関わりによって行われています。

自立した生活には、経済的な支援も重要です。働いて得る収入が不十分な場合や働くことができない場合は、生活を支える各種手当の支給やその他公的な経済的支援が充実することで、障がいのある人の生活を保障することができます。また、障害年金を受給することができる人が、制度の理解不足により受給に係る手続きをしていないということがないようにしなければなりません。

このような就労や経済的自立の支援をより充実させるために、本計画においては「①就労支援体制の充実」、「②一般就労の拡充」、「③福祉的就労の充実」、「④経済的支援制度の周知」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①就労支援体制の充実

【現状と課題】

- 就労に関する相談は、生活全般の相談に比べより専門的となるため、就労に関する相談体制の充実が必要です。
- 市民アンケート結果では、「気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい」という声が多くなっています。
- 近年の精神障害者保健福祉手帳所持者の増加とともに、精神障がいのある人の相談が増加している状況にあります。
- 市立就労支援センターを設置し、加古川障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることで、両施設ともに市内の就労に関する中核的な役割を果たしています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○就労相談の充実</p> <p>加古川市障害者自立支援協議会で作成した就労サポートブックを活用するなどして、各々の状況に応じた就労に関する相談窓口を周知します。</p> <p>また、就労に関する専門的な相談や就労をする中での悩み・不安を相談できる窓口の整備を図ります。</p>
<p>○就労支援ネットワークの強化</p> <p>ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、一般就労につなげられる就労支援や体力の低下などに伴う一般就労から福祉的就労への移行の支援を行います。</p>
<p>○職場定着までの一貫した支援の推進</p> <p>ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し適職開拓を行うとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度や障害者就業・生活支援センターの職場定着支援を周知し、生活面を含む就職後の不安を軽減します。</p>

②一般就労の拡充

【現状と課題】

- 平成28年4月に改正された障害者雇用促進法では、就労の面における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、平成30年4月からは精神障がいのある人が障がい者雇用率の算定に含まれることから、障がいのある人の働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- 市民アンケート結果では、「職場での障害に対する理解が深まってほしい」や「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」という声が多くなっています。また、「精神障がいのある人の雇用について、行政が率先し、短期アルバイトでの採用など少しずつでも増やすことで、働き手としての受入れを前進させてほしい」という声が寄せられています。
- 障がい者雇用率を高めるために、関係機関と連携した啓発が必要です。
- 市役所における障がいのある人の雇用については、身体障がいのある人の別枠採用や、知的障がいのある人を嘱託員として雇用するなど、一定の雇用を継続しています。今後は精神障がいのある人も含め、更なる雇用の促進を図る必要があります。

【施策】

取組みとその内容
○職場における理解促進 障害者雇用促進法の趣旨を周知し、障害や障がいのある人に対する職場の人の理解を促進し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○障がい者雇用の推進 ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、障がい者雇用率達成企業の拡充を図ります。
○職域や勤務体系の拡充 ハローワークなどと連携して障害の特性や必要な配慮について周知し、職域の拡大や障害の状況に応じた短時間勤務や在宅就労などの多様な働きを推進します。
○助成制度の周知 特定求職者雇用開発助成金や障害者トライアル雇用奨励金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金などの助成制度をハローワークと連携して周知することで、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○市役所における障がい者雇用の推進 障害者雇用促進法の改正の趣旨を踏まえ、障害の状況に応じた多様な就労形態の整備に率先して取り組みます。

③福祉的就労の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービスの就労継続支援事業所（A型、B型）の事業所が増えており、福祉的就労をしている人が増えていますが、利用者への工賃が十分でない部分もあります。
- 本市では、市役所内での就労訓練や障がい者就労施設などからの優先調達に取り組んでおり、今後も更なる拡充を図る必要があります。
- 事業者アンケート結果では、「授産製品の販路拡大や利用者への工賃向上のため、授産製品の企業への周知や仕事の斡旋をしてほしい」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○職業能力の向上</p> <p>精神障害者社会適応訓練事業などの訓練事業の周知を行って就労に対する訓練の意識啓発を行うとともに、事業所で行われる福祉的就労の内容を情報共有するなどして、労働の質の向上を図ります。</p> <p>また、労働部局などと連携して、農業分野をはじめ様々な分野における就労を開拓し、職業能力の向上を図ります。</p>
<p>○工賃の向上</p> <p>「加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づく市内の優先発注の拡大を図るとともに、市庁舎での授産製品販売フェアの開催や製品カタログの配布により、授産製品のPRを行い、販売機会の拡大に努めます。</p> <p>また、兵庫県障害者就労応援企業等登録制度を周知し、事業所の認知度向上を促進します。</p>

④経済的支援制度の周知

【現状と課題】

- 心身機能の維持向上にかかる医療費の負担が大きい場合や、就労困難により安定した収入が不十分な場合など、経済的に困難を抱える障がいのある人が多くいます。
- 市民アンケート結果では、将来望んだ暮らしを実現する際に「経済的な負担」を心配する声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容
○各種経済的給付制度の周知 対象となる人が制度を知らないために支援を受けられないことがないように、各種手当や年金、給付金制度、資金の貸付制度などを周知します。
○各種減免制度の周知 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、税金やNHK放送受信料、公共施設の利用料金の各種減免制度を周知します。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

日常の中で、自分の周りにあるものに目を向けると、例えば文房具や机、椅子、日常生活用品などの様々な道具、道路や公園、公衆トイレ、お店などの多くの人を使う施設、また、案内板やホームページ、紙面などに書かれてある内容や文字の大きさ、色使いなどの情報など、私たちはあらゆるものを使っており、そして、それらが人の手によって作られていることに気づきます。多様な人が暮らす社会においては、あらゆるものが使うすべての人にとって使いやすいものとなっていることが大切です。

近年、ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりが進んでいます。ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカで提唱され、1990年代に日本にも入ってきた考え方であり、障害の有無だけでなく、言語や国籍、年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人を利用しやすいように、施設や商品、情報を設計（デザイン）すること、またそれを作り出すプロセスのことであり、あらゆるものの製造、創作においてその考え方が取り入れられています。一方、バリアフリーにおいては、障がいのある人や高齢の人など、社会的な障壁により使いづらさが生じることを解消するため、利用しやすい建物の建築を促進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」（平成6年）や、電車やバス、駅、その周辺道路を移動しやすくする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」（平成12年）が順次制定され、そして、平成18年には、総合的にバリアフリーを進めるために、二つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されるなど、物理的な障壁を取り除く環境の整備が進められてきました。このような取組みにより、少しずつ日常生活が過ごしやすくなってきている部分も多くあるものの、まちの中にはまだまだ段差や使いにくい施設、わかりづらい案内表示などがあります。これから新たに作るものは、ユニバーサルデザインによる設計とし、また、既にあるものを改修するときには、バリアフリー化を図ることが必要です。

情報社会と言われるように、社会とのかかわりをより深めていくためには、様々な情報を取得することができる必要があります。しかし、障害の特性によっては、広報誌やホームページを読むことができない、音声での案内を聞くことができない、難しい表現は理解しづらいことがあり、情報を発信する側と受け取る側の手段が違えば、必要な情報は全く伝わらない場合があります。コミュニケーションの手段は多様であることから、だれでも必要な情報を取得できることが必要です。

このように、障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをめざしていくために、本計画においては「①バリアフリーの推進」、「②情報アクセシビリティの向上」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 市の公共施設の整備については、市民会館の耐震化工事に合わせてバリアフリー化を実施するなど、施設の改修時期に合わせて進めるとともに、人権文化センターの新築においては、ホールに磁器ループを設置するなど、環境の整備を推進しました。
- 公共施設や道路などを整備する際は、兵庫県福祉のまちづくり条例の基準に適した整備を進めることを基本とし、更に障がいのある人の意見を聞いたうえで、暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 平成29年度を始期とする地域公共交通プランにもとづき、地域生活の中でタクシーがより利用しやすいものとなる取組みを進めるなど、公共交通をより充実させる必要があります。
- 社会参加を促すためには、外出時にトイレが使用できる必要がありますが、公共施設において車椅子対応のバリアフリーなトイレの整備は進んでいる一方で、大人を介護するための設備の整備は進んでいません。

【施策】

取組みとその内容
○ユニバーサルデザインの普及啓発 事業者などのユニバーサル社会づくりの意識を醸成し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、すべての人にとって使いやすい・見やすい・わかりやすいというユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
○兵庫県福祉のまちづくり条例に沿ったまちづくりの推進 利用者目線で暮らしやすいまちづくりを推進するため、兵庫県福祉のまちづくり条例の趣旨や内容を周知し、地域住民とともに暮らしやすいまちづくりを推進します。
○外出しやすい環境づくり かこバスやかこタクシーなどのコミュニティ交通について、障がいのある人が利用しやすいように車輛の整備などを推進します。 また、兵庫ゆずりあい駐車場制度などの普及啓発を行い、障がいのある人の外出を支援します。
○公共施設のバリアフリー化の推進 すべての人にとって利用しやすい施設整備を行うため、公共施設の建設や改修を行う際は、車椅子で利用できるエレベーターやスロープの設置をはじめ、大人用ベッド付トイレの設置やドアを引き戸にするなど、バリアフリー化を推進します。
○道路のバリアフリー化の推進 障がいのある人が外出しやすい環境を整備するため、道路を新設・改修する際は、歩道の段差や傾斜などのバリアフリー化を推進します。

②情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が情報を得やすい環境を整備する必要があります。
- 障害福祉サービスやその他様々な情報を得ることができるよう、わかりやすい情報提供や、情報へのアクセスをより高める必要があります。
- 市民アンケート結果では、生活するうえでの情報の取得は、「テレビ」や「新聞」、「広報誌」、「インターネット」が多く、知的障がいのある人や発達障がいのある人は、「インターネット」で情報を取得している人の割合が多くなっています。また、「情報が得られるところを教えてほしい」や「難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」という声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○情報提供媒体の充実</p> <p>視覚障がいのある人が情報を得やすくなるように、朗読奉仕委員や点訳奉仕員との連携を強化し、音声CDや点字書類による情報提供の充実を図ります。</p>
<p>○市ホームページの充実</p> <p>市ホームページから情報が得やすくなるように、テキストファイルの掲載（音声読上げ対応）や図・イラストの掲載などをして、ホームページにおける多様な情報提供を推進します。</p>

(6) 安全安心の推進

地域社会で生活する中では、自ら判断し、選択して決定しなければならないことがあります。本来、人は物事を自分の意思によって自由に行うことができ、また、他人に要求したりすることができます。そして、公共の福祉に反しない限り、一定の権利を自分のために主張することができます。これらは日本国憲法にあるように、一人ひとりに保障された権利であり、その権利を主張したり行使したりする場合には、本人の意思に基づいて行われることが基本です。しかし、知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断する場面で支援が必要な人も多くいます。そのような人が地域において安心して自立した生活を送るために、判断能力や生活の状況をふまえた多様な支援が求められており、そのために成年後見制度などの権利を擁護する制度の整備が進められています。

障がいのある人が自立して社会参加していくうえで、虐待は大きな妨げになっています。障害者虐待防止法が平成24年に施行され、これまで虐待防止に関する理解促進や虐待が発生した場合の対応方法の整備を進めてきました。虐待は家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こっているため、だれもが自分の周りでも起こりうる身近な問題として認識しておく必要があります。障がいのある人の中には、虐待を受けている自覚がない人や、被害を訴えることができない人もいるため、事態が深刻化していくことがないように、近くにいる一人ひとりが虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）などの大地震や台風による集中豪雨、局地的な大雨などこれまで多くの自然災害が発生してきました。そして、今後は南海トラフ地震や山崎断層帯地震の発生、豪雨による水害の発生の危険性が指摘されており、自然災害により被災するリスクは高まっています。災害による被害をできるだけ少なくするために大切なことは日頃からの備えであり、障害の特性に応じた非常食や水などの蓄え、避難先の確認、家具などの固定、ヘルプカードの携帯など、一人ひとりが防災に関する意識を高め、自らの状況に応じて必要な対策をしておくことが大切です。また、避難所が開設された場合には、障がいのある人を含めた多様な人が同じ場所で過ごすことになります。しかし、多くの人がいる中では落ち着くことができない、音声による情報発信のみでは情報を得ることができないなど、合理的な配慮を必要とする人は必ずいるため、障害の特性に応じた支援が重要です。

このように、障がいのある人が地域での生活を安全に安心して暮らすことができるよう、本計画においては「①権利擁護の推進」、「②災害時など緊急時の支援の強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①権利擁護の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、約7割の人が成年後見制度のことを「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」もしくは「名前も内容も知らない」と答えており、認知度が低いことがわかります。また、「知的障害があるので、信頼関係を構築して同じところで相談できるよう、法人後見を設置してほしい」という声が寄せられています。
- 障がいのある人への虐待やその疑いがある事例は、市内において依然として発生していることから、平成24年度に設置した障がい者虐待防止センターを中心とした虐待の防止を更に推進する必要があります。
- 事業者アンケート結果では、約8割の事業者が障がい者虐待に関する「内部研修を実施している」となっています。
- 罪を犯した障がいのある人の社会復帰においては、障害特性を配慮した本人への支援に加えて、家族や地域の人々の理解と協力が必要です。また、社会復帰後の地域での暮らしでは、再犯を防止し、社会の一員として安定した生活を送れるよう支援が必要です。

【施策】

取組みとその内容
<p>○成年後見制度の周知</p> <p>判断能力が十分でない人の親亡き後などの生活に対する不安を解消するため、成年後見制度の周知を行い、利用を促進します。</p> <p>また、(仮称)成年後見支援センターの設置を検討します。</p>
<p>○障害者虐待防止法の周知</p> <p>虐待を未然に防止するため、市民や事業所などに対して障害者虐待防止法の趣旨や内容を周知します。</p> <p>また、同法に基づき設置している障がい者虐待防止センターの周知や、関係機関との連携による緊急一時保護の居室の確保を行います。</p>
<p>○支援機関の周知</p> <p>兵庫県障害者権利擁護センターや市障がい者虐待防止センターなど、障がいのある人の権利擁護に関する支援機関を周知し、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援を推進します。</p>
<p>○触法障がい者に対する支援</p> <p>触法障がい者の社会復帰と地域生活の定着を図るため、弁護士や地域生活定着支援センターなどとの連携を強化して、早期からの支援体制を整えることで社会復帰を促進し、その後の地域での暮らしの中でも再犯の防止に努める支援などを行います。</p>

②災害時など緊急時の支援の強化

【現状と課題】

- 東日本大震災や熊本地震などを契機に、障がいのある人やその家族などの防災意識が高まっています。
- 福祉避難所は高齢者施設を中心に協定を締結してきましたが、平成28年に5つの障害者支援施設などを新たに福祉避難所として指定しました。
- 平成27年度に改正した避難行動要支援者制度により、災害時に支援が必要な人の情報を町内会や自治会などの地域の支援関係者へ提供できるよう、名簿の整備を行っています。
- 市民アンケート結果から、家に一人でいるときに近所に支援者がいる人の割合は低いことがわかります。また、「災害時は医療的ケアが必要なこともあり、避難先へ行くことなく可能な限り自宅にいることを希望し、その場合に情報が伝わるようにしてほしい」という声が寄せられています。

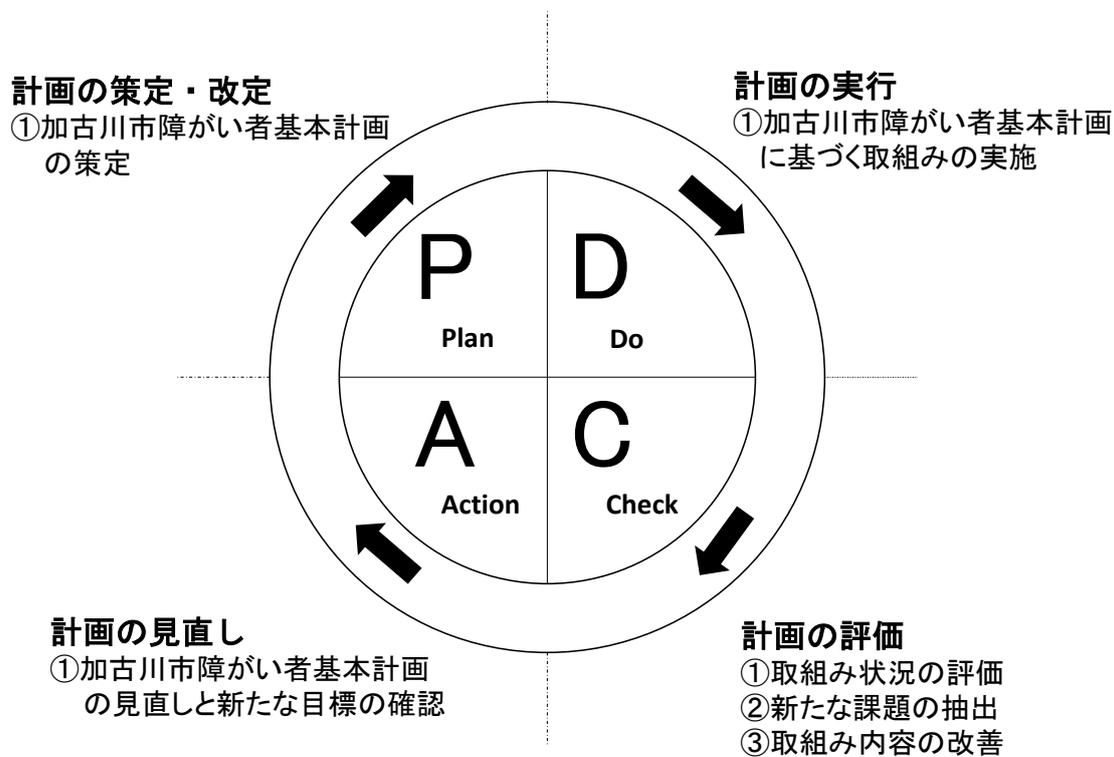
【施策】

取組みとその内容
<p>○地域における支えあいの促進</p> <p>災害をはじめとする緊急時に、地域住民による相互の助けあいを促進するため、日頃から地域住民間の交流の必要性を周知するとともに、ヘルプカードや避難行動要支援者制度などの活用を促進し、地域におけるつながりの強化を図ります。</p>
<p>○災害時の避難生活における配慮の推進</p> <p>避難所での生活において、ヘルプカードの活用や文字、図・イラストによる案内の充実などにより避難生活に不安や困難を抱える人に対する支援を行います。</p> <p>また、災害時に一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れるための福祉避難所を拡充します。</p>
<p>○災害に対する日頃からの備えの意識啓発</p> <p>災害時の生活において、障害の特性により非常食が食べられず、健康状態の悪化を招くことなどがないように、障害者自立支援協議会で作成した防災チェックシートなどを活用し、日頃からの備えに関する意識啓発を行います。</p>
<p>○緊急通報手段の周知</p> <p>音声による119番通報が困難な人が、文字によって救急車や消防車を緊急要請することができるNET119や聴覚障がい者FAX通報などの制度を周知します。</p>

第3章 計画の推進

1 推進体制

P D C A サイクルにもとづく計画内容の評価や見直しを推進し、各分野における施策の実施をより確実なものとするため、毎年加古川市障害者施策推進協議会に施策の実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照し合せた現状の把握に努めるものとします。そして、平成30年度を始期とする第5期加古川市障害福祉計画及び平成33年度を始期とする第6期加古川市障害福祉計画の策定においては、本計画の理念や施策の基本姿勢を踏まえ、短期間で重点的に取り組む事項を整理することで、共生社会を実現する推進力を更に高めるものとします。



2 進捗管理及び評価

各分野に掲げた施策を主体的に取り組む市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況の照会を行い、評価をしたうえで加古川市障害者施策推進協議会に報告します。そして、計画の実施状況に関する協議会の意見を踏まえ、施策を点検し、必要に応じて見直しを図るものとします。

資料編

1 基礎データ

2 用語解説

— あ —

■ インクルーシブ教育システム

障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを目的とし、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み

■ ウェルネス

単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的に創造的なライフスタイルを目指す行動様式

— か —

■ 子育て世代包括支援センター

保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談を聞き、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取り組めるよう、妊娠中から就学までの子育てを支援するセンター

— さ —

■ 社会的障壁

社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、平成 25（2013）年 6 月に公布された法律（平成 28（2016）年 4 月施行）。障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められる

■ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障がいのある人や養護者に対して支援を行うセンター

■ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

— た —

■ 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制

— な —

■ ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法

— は —

■ バリアフリー

主に建築上の障壁（バリア）を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がいのある人などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるような生活や行動に不便な障害・障壁を除去することを指す

— や —

■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市、モノ、生活環境などをデザインするという積極的な考え方

■ リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと

— ら —

■ ライフステージ

人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける

- 3 障害者施策推進協議会委員、開催状況
- 4 アンケート（全体）
- 5 障がい者団体との意見交換

加古川市障がい者基本計画

発行 平成29年3月

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電話 (079) 427-9372

FAX (079) 422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>